

(契約担当官等)
厚木航空基地隊經理隊長 殿

第 4 航空群司令部首席幕僚
(公印省略)

令和 6 年度国際空港等における陸上作業等役務契約に係る公募について (依頼)

標記について、下記のとおり依頼する。

記

1 調達する予定品目等

(1) 調達予定品目

令和 6 年度における国際空港等における陸上作業等 (対象空港及び作業の細部については、別紙のとおり。)

(2) 調達予定時期

令和 6 年 4 月～ 令和 7 年 3 月

2 公示希望期間

令和 6 年 2 月 1 日 (木)～ 令和 7 年 3 月 1 7 日 (月)

3 公示の希望条件

(1) 予算決算及び会計令 (昭和 2 2 年勅令第 1 6 5 号) (以下「予決令」という。) 第 7 0 条の規定に該当しない者であること。

| 文 書 管 理 情 報 | | | | | | | | |
|-----------------------|-----|------|------|-----|---|---|----|---|
| 文 書 管 理 者 : 厚木航空基地隊司令 | | 開 示 | 部分開示 | 不開示 | | | | |
| 一元的な管理に責任を有する者 : | | 作成時 | ○ | | | | | |
| 分 類 : 經理-公募 | | 区分 : | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 |
| 作成年月日 : 2024. 1. 19 | | 理由 : | | | | | | |
| 取得年月日 : | | | | | | | | |
| 保存期間 : 5 年 | | | | | | | | |
| 保存期間満了日 : 2029. 3. 31 | | | | | | | | |
| 本紙を含め : | 4 枚 | | | | | | | |
| 配布先 : | | | | | | | 箇所 | |

なお、未成年者、被補佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。

- (2) 予決令第71条の規定に該当しないものであること。
- (3) 防衛省から取引停止等の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品売買、製造又は役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (5) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められるものであり、適切な契約の履行が確保される者
- (6) 令和04・05・06年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の競争参加資格を有するか、申請中の場合は資格決定後、速やかに提出できる者
- (7) 当該役務の実施に当たり、必要な次の体制及び能力を有する者又は履行時まで有することができる者。
 - ア 別紙に示す空港（一部の空港可）での陸上作業等が可能であること。
 - イ 当該役務の履行に関し、現地にて調整を行うことができる者
 - ウ 履行中の不具合発生時における迅速かつ、継続的に対応できること。
- (8) 日本国籍を有し、日本国憲法及びその下に成立した政府を暴力等で破壊することを主張する団体等、その他を結成し又は加入し、若しくは協力していないことを証明又は誓約し、若しくは保証できる者
- (9) 当該事業の一部を下請業者に委託する場合は、委託させる業務に応じて、本項第7号及び第8号の項目を満たすこと。

4 提出させる技術資料

前項に示す資格要件を証する書類

関連文書：1 海幕装需第2751号（27.3.26）

2 海幕経第248号（令和2年3月30日）

添付書類：別 紙

対象空港等

1 空港名及び所在する国

| 番号 | 空港名 | 所在する国 |
|----|----------------------|----------------|
| 1 | ブルネイ国際空港 | ブルネイ・ダルサラーム国 |
| 2 | ゴア国際空港 | インド共和国 |
| 3 | クアラルンプール国際空港 | マレーシア国 |
| 4 | スルタン・アブドゥル・アジズ・シャー空港 | マレーシア国 |
| 5 | ガン国際空港 | モルジブ共和国 |
| 6 | ヴェラナ国際空港 | モルジブ共和国 |
| 7 | ジンナー国際空港 | パキスタン・イスラム共和国 |
| 8 | チャンギ国際空港 | シンガポール共和国 |
| 9 | マッターラ・ラージャパクサ国際空港 | スリランカ民主社会主義共和国 |
| 10 | バンダラナイケ国際空港 | スリランカ民主社会主義共和国 |
| 11 | ウタパオ国際空港 | タイ王国 |
| 12 | タンソンニャット国際空港 | ベトナム社会主義共和国 |
| 13 | ダナン国際空港 | ベトナム社会主義共和国 |

2 作業内容

| 項目 | 細部要領 |
|----|---|
| 宿泊 | <ol style="list-style-type: none"> 1 空港近傍のホテルで、人数分のシングルルームを確保 2 日本人若しくは日本語か英語での会話が可能な者による宿泊手続支援 3 チェックインを事前に実施し、隊員が鍵を受け取り速やかに部屋に入出できる態勢の確立 |
| 食事 | <ol style="list-style-type: none"> 1 ホテルにおける人数分の食事提供 2 離陸予定1時間30分前までの機上食準備 3 機上食は2種類の異なる食事内容とし、ホテル等の提供する一般的なものかつ保冷剤による食中毒発生予防 |
| 車両 | <ol style="list-style-type: none"> 1 空港内要務先及び宿泊先への人員輸送 2 官側指定者の指示による車両運行 3 日本語又は英語での会話が可能な操縦者による運行を基本とし、困難な場合は会話が可能な者を添乗させる。 |

| | |
|--------|--|
| 航空機の誘導 | <ol style="list-style-type: none"> 1 指定駐機場への誘導及び出国時の送り出し作業（フォロミーカー含む） 2 十分な知識技能を有する誘導員を2名配置（消火器操作員含む） 2 駐機場所は、ノーズイン駐機可能、プッシュバック無し、トーパー無しとする。 |
| 消火器の手配 | <ol style="list-style-type: none"> 1 手押し移動可能な二酸化炭素消火器2台の準備 2 消火器の能力は50ポンド以上で噴射時間40秒以上かつ噴射距離2m以上とする。 3 エンジン・スタート時、航空機到着前及び別途官側が契約した燃料給油業者の役務中に駐機場周辺に準備 |
| 汚物処理等 | 航空機内で発生する汚物及びごみの適正な処理 |
| 現地派遣員 | 航空機及び隊員の行動予定変更に対応するため、日本人かつ現地での調整能力を有する者の派遣（最低1名） |